

平成 29 年度 決算の概要

1 一般会計及び特別会計決算

歳入総額	19,425,041,913円	……①
歳出総額	19,061,495,493円	……②
差引(形式収支①-②)	363,546,420円	……③
翌年度に繰り越すべき財源	0円	……④
実質収支(③-④)	363,546,420円	……⑤

平成 29 年度決算は、歳入・歳出決算額の差引③が、3 億 6,354 万 6,420 円で、平成 30 年度について繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支については同額の 3 億 6,354 万 6,420 円の黒字⑤となりました。

各特別会計の決算額は、下表のとおりです(平成 29 年度の特別会計は、繰越予算がなかったもので、差引額が実質収支となります)。

各会計決算の状況

図表 1

(単位：円)

		歳入額	歳出額	差引額
一 般 会 計		19,425,041,913	19,061,495,493	363,546,420
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 業 事	3,050,930,400	3,049,772,156	1,158,244
	港 湾 埋 立 事 業	95,916,365	86,351,607	9,564,758
	簡 易 水 道 事 業	104,074,839	104,074,839	0
	交 通 災 害 共 済 業 事	2,818,470	943,319	1,875,151
	土 地 取 得 事 業	34,658,944	34,658,944	0
	営 農 飲 雑 用 業 事	35,615,929	35,615,929	0
	介 護 保 険 事 業	1,937,222,574	1,878,017,732	59,204,842
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	322,615,143	320,845,105	1,770,038
	小 計	5,583,852,664	5,510,279,631	73,573,033
合 計	25,008,894,577	24,571,775,124	437,119,453	

■ 各会計の決算書については、こちらをクリックしてください。 ➡

>0 S ° b"g

wb2 ;b? ¿†^Mw&i p° c £'i8 28 h 6,309 S 3 Ç_PK ô'i8 c 30 h 1,745
 S7 Ç\ 1 h 5,436 S4 ÇbQ\^~rKS
 W²c &i% H\bp°b"g#[>€ 1* 8 >•\c& KS&i8 >€ p° i8 >•\c 7•_w@p
 °KS8 >€ Y(á †8 >•\c(á&i*...bZ,^)_|~p°Y+ \^WS&i5 [M
 k(á)P2z8 b:U ¹B 29 °Ø_ \$!#ÖKSvb@ 2,565 S2 Ç[g~c¹B 28 °ØèS
 bk(á ([M
 w[c w&i bk(á†öaIOZ8CSu)%Zx8x5 bjK²l<bo? ¿µ°œi;©
 Ûá†q#ÝM•G\^_]|~ no@T7'TWS·#Øv' \$x_jK²l<†/œWZ8rM
 ‹ Ó » . ^ ž

W/² 2 >Ô")H Ç>Ö

	£F·'iF·8 a	1*F· F·8 b	p ° i8 c	Y(á †8 d	k(á)P2z8 e=b-c-d
¶ Ç w	& i;031,064	1,150,984	1,096,235	3,197	51,552
2 Ç w	& i201,300	245,298	243,682	414	1,202
[2 (# Ø & i;147,590	1,266,761	1,205,047	15,387	46,327	
3 M + - · 3 4 & i56,686	60,001	58,394	122	1,485	
w F i G F ä & 274,032	258,642	258,642	0	0	
4 " w 0 £ # i & 148,662	161,329	151,815	2,285	7,229	
°	& 3,759	3,642	3,642	0	0
œF·F·F·F·F·0&	2,863,093	3,146,657	3,017,457	21,405	107,795

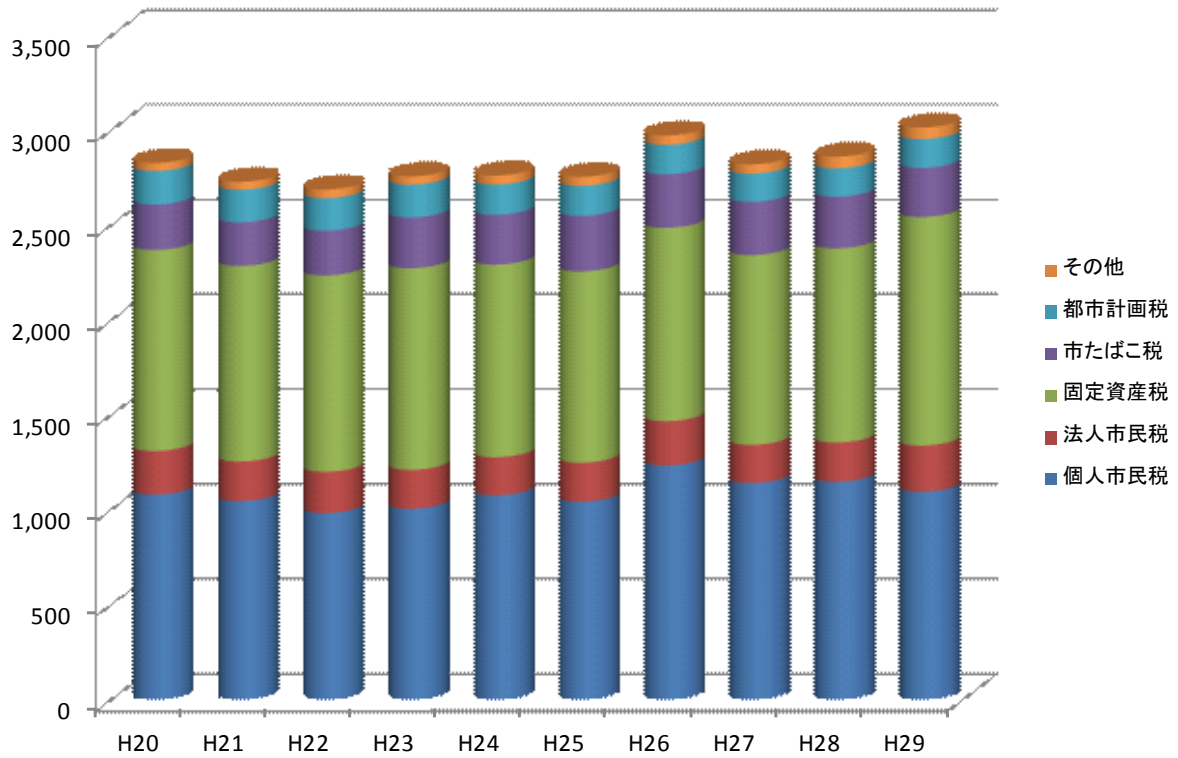
b|iªbW² 3 c 4#d 10 °ëbw&i p° bN&ã [M
 (à9wb&i p b"l©c ¶Çw, &i\ [2(#Ø&i @ w&i b 3>-4 †(uZ8•G\?) ±û
 @d~M•4" w4\$V*8 ¼Oìbs8j†wE_C8o8 ò ¼‡_v±œ_&i p b g@0b
 3, u^8S4 \^WZ8rM

¹B 29 °Øbw&i p°8 c ¶Çw, &i_ >8Zc)%Zd">&È#Ø•d' i d" 1jûí
 QbÚbd"[öaKSvbb È#Ø•dè¥b)%Zd" d"^]b '[Q·\^WSG
 \^_]|~ w&i²/[c H28_š3QK 1 h 5,460 S6 ÇbQp\^~rKS
 [2(#Ø&i_X8Zc ,Q(óXx²·1* _|·1"&ióXcöaKrKS@ (à9Á-œÐ
 «\$ÍÁdb0Ûo@ \60b3,s|~Q8 KSs8j_|~Q•KZ8rM
 wSdG&i_X8Zc š!@Ç·böa¼†0|_2 Ž·Xcöa4¥_6~ S°Ø_š3QK
 Z 1,387 S6 Ç>& 5.1>#>'böp\^~rKS

市税収入済額の推移

図表 3

(単位: 百万円)



(2) 地方譲与税

地方譲与税とは、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するもので、紋別市には、図表 4 の項目が収入されています。

地方譲与税の内訳と内容

図表 4

(単位: 千円)

項目	H29 収入済額	H28 収入済額	差引	説明
地方揮発油譲与税	46,527	47,150	▲ 623	ガソリンに対する揮発油税のうち、5.2円/1Lが都道府県に譲与され、そのうちの42%が市町村に配分されます
自動車重量譲与税	114,044	114,273	▲ 229	新車購入時や車検時に納税される自動車重量税の1/3[当分の間407/1000に引き上げ]が譲与されるもので、道路の維持費などに使われます
特別とん譲与税	1,393	1,372	21	外国貿易船の入港に対して課税される特別とん税が譲与され、港湾維持費などに使われます
航空機燃料譲与税	2,906	2,981	▲ 75	航空機燃料に対して課税される航空機燃料税の空港関係市町村に対する譲与税で、空港周辺の環境対策に使われます
合計	164,870	165,776	▲ 906	

(3) 地方交付税

全国のどこに居住していても市町村から受ける行政サービスは、一定の水準が確保されていますが、そのサービスの財源となる地方税は、市町村により大きく偏在するため、地方交付税でこれを調整しています。

地方交付税の原資は、国税の一定割合が法定されており、その割合は、所得税の 33.1%・法人税の 33.1%・消費税の 22.3%・酒税の 50%・地方法人税の全額となっています。

この原資が地方の財政力（自主的に収入できる税金などの割合）に応じ、各自治体に交付されます。

平成 29 年度の紋別市の地方交付税収入額は、66 億 7,131 万 5 千円で、内訳は普通交付税が 57 億 1,608 万 3 千円、特別交付税が 9 億 5,523 万 2 千円となっています。

図表 5 は、地方交付税収入の推移です。

市の最大の収入科目である地方交付税は、国庫補助金の一般財源化などにより、平成 21 年度以降は増加傾向にありましたが、近年はマクロベースでの景気回復による税金増を反映し、地方交付税は減少傾向となっています。

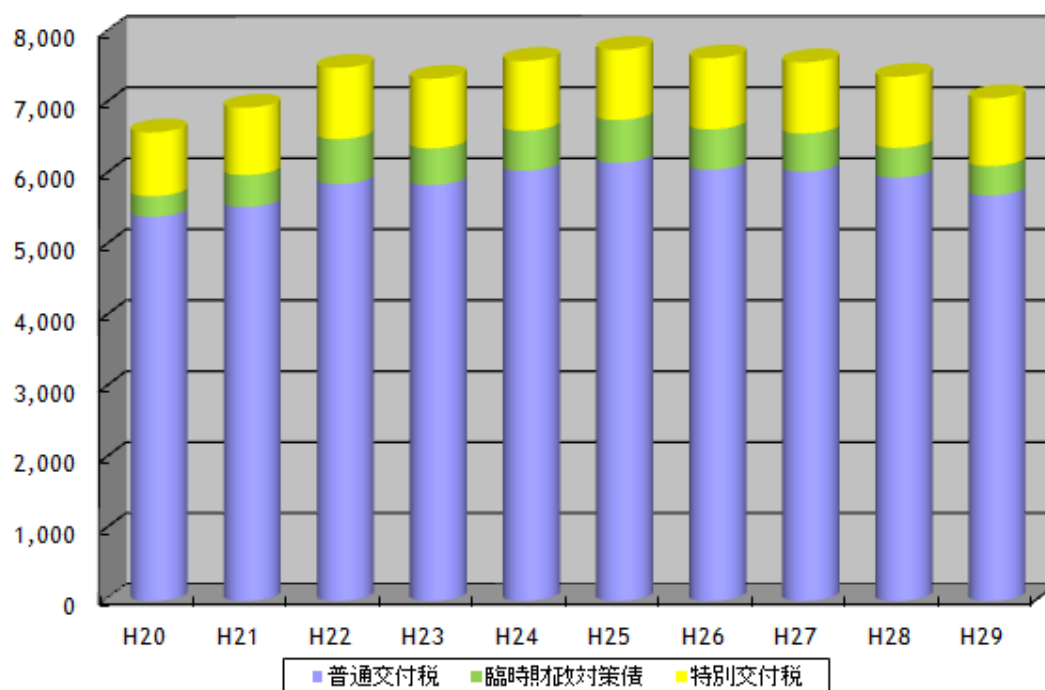
H29 年度において市税は増収となっていますが、市税収入額の推移（図表 3）を見てもわかるとおり、当市の税金は景気回復の影響を受けにくい構造となっているため、実際に税金が伸びない場合は、算定との乖離が生まれる要因となります。

その他の乖離の要因では、基準財政収入額の算定に用いる市税徴収率が上位 3 分の 1 が達成している標準的な徴収率に段階的に見直しがされておりませんが、市では市税等収納率向上対策事業として徴収を強化し、算定との乖離の抑止に努めています。

交付税収入額の推移

図表 5

(単位:百万円)



① 普通交付税

普通交付税は、国の交付税総額の94%が配分され、人口や面積、産業構造など地方の実態に応じた細かな基礎数値を基にして、当該自治体が標準的な住民サービスを行うことができる経費を積算します（基準財政需要額）。

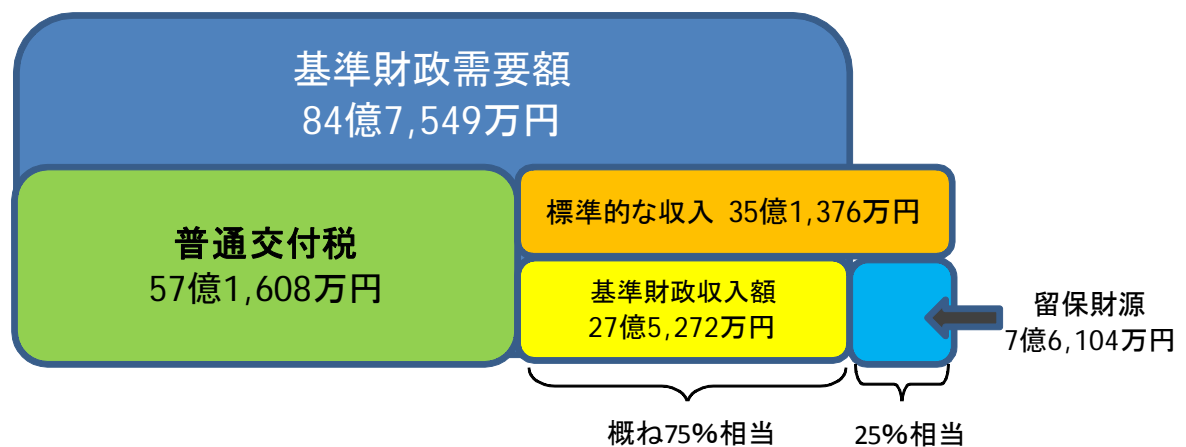
そこから、過去の税收実績や景気動向を勘案し、その自治体が収入し得る見込みの税收や交付金を積算します（これの75%相当が基準財政収入額）。

この基準財政需要額から、基準財政収入額を差し引いたものが、「普通交付税」となります。

この仕組みを図にしたものが図表6です。

義務教育や福祉など法令で市が担うこととされている仕事にかかるお金が、84億7,549万円（基準財政需要額）と算定されました。そのうち、市が独自で収入できるお金が35億1,376万円で、この75%に相当する27億5,272万円（基準財政収入額）を差し引いたものが普通交付税となります。

図表6 普通交付税算定の仕組み



※普通交付税額は、算定後に全国集計を行い、交付税総額の94%に合致させるために、調整率(割落とし)を乗ずることとなりますので、基準財政需要額－基準財政収入額とはなりません。

※基準財政収入額の算定においては、税源移譲分の市民税のように100%算入されるものもあるため、単純に収入総額の75%とはなりません。

留保財源とは、地方が独自の政策を行えるよう、地方の収入の25%を基準財政収入額から留保するものです。市では、乳幼児医療の無料化や高齢者のバス助成など、独自に行う住民サービスや公共事業の一般財源などに使っています。

税收が多い自治体ほど留保財源も多くなり、独自の住民サービスが充実できることから、地域間格差が生まれる一因となっています。

平成19年度に行われた税源移譲（所得税から市民税への移譲）や、社会保障財源として使用する消費税増税分は、この格差が拡大しないよう基準財政収入額に100%算入する措置がとられています。

② 特別交付税

国の交付税総額の6%が特別交付税とされ、災害復旧など全国一律に算定できない特別な財政事情に対して交付されます。

平成29年度の交付額は、9億5,523万2千円で前年比4,534万6千円の減となっています。

(4) 交 付 金

交付金は、道税の一部を財源として、市町村に交付されるものや、国の政策に伴う地方負担に補てんされるものなどがあり、図表7のとおりです。

図表 7 交付金等の内訳

(単位:千円)

項 目	収入済額	説 明
利子割交付金	5,526	金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が個人道民税の額に応じて、市に対して交付するものです
配当割交付金	7,880	上場株式などの配当には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定の基準により、市に対して交付するものです
株式等譲渡所得割交付金	7,995	株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定の基準により、市に対して交付するものです
地方消費税交付金	470,194	地方消費税の一部を財源として、道が人口と従業者数で按分し、市に対して交付するものです 消費税の税率引き上げ相当分は、社会保障財源として使われています
ゴルフ場利用税金交付金	2,000	ゴルフ場を利用すると税がかかりますが、この税の一部を財源として、道が一定割合により、ゴルフ場所在地に交付するものです
自動車取得税金交付金	39,939	自動車取得税の一部を財源として、道が市道の長さや面積に応じ、市に対して交付するものです
地方特例交付金	5,057	国の施策である住宅取得減税などにより、市税が減収となりました。その一部を補てんするために国から交付されるものです
交通安全対策特別交付金	2,605	道路照明灯、カーブミラーなどの道路交通安全施設の設置や管理に必要な経費にあてるために、道路交通法に定める反則金を財源として、国が市に対して交付するものです
合 計	541,196	

(5) 国・道支出金

国庫(道)支出金は、国(道)と市が共同で事業を行う場合、あらかじめ経費の負担割合を定めますが、それに基づいて国が市に対して支出するもので、負担金、特定の施策の奨励や財政援助のための補助金、委託費などがあります。

図表8は、国庫支出金と道支出金の内訳です。

国庫補助金や道補助金の大きな増減は、実施する事業の多寡により変動しているものです。

国・道支出金の前年比較

図表 8

(単位:千円)

項 目	H29	H28	増 減
国 庫 支 出 金	2,016,508	2,153,246	▲ 136,738
国 庫 負 担 金	1,315,697	1,413,457	▲ 97,760
国 庫 補 助 金	678,429	717,090	▲ 38,661
国 庫 委 託 金	22,382	22,699	▲ 317
道 支 出 金	1,358,010	837,910	520,100
道 負 担 金	495,934	497,513	▲ 1,579
道 補 助 金	823,745	300,994	522,751
道 委 託 金	38,331	39,403	▲ 1,072

(6) 寄 附 金

市民の皆様や各企業、団体様からの篤志寄附のほか、ふるさと納税制度を活用した寄附金を計上しています。

地方公共団体が受け取る寄附金には、用途を指定しない一般寄附金と、用途を限定した指定寄附金があります。近年、寄附実績が大幅に増加しているふるさと納税寄附金は指定寄附金に分類され、本市では「オホーツクの流水と自然を守る寄附条例」で 8 項目の用途区分を定めており、寄附された方々の意向に沿った事業の財源として活用させていただいています。

図表 9 は、平成 29 年度の用途区分別寄附採納額の内訳です。平成 28 年度から用途区分を拡充しているほか、寄附金額に応じた記念品も随時拡充した結果、10 億円を越える寄附を頂きました。

今後ご賛同いただけるような取組みを進めてまいりますので、皆様からの応援を心よりお待ちしております。

オホーツクの流水と自然を守る寄附金内訳

図表 9

(単位:千円)

使 途 区 分	寄 附 額	説 明
① アザラシの保護活動等のオホーツクの海洋環境に関する事業	118,914	傷ついたアザラシや親からはぐれた幼獣の保護・治療など、海洋生物の保護活動などに取り組んでいます。
② 森林、湖沼、河川等の環境保全啓発活動に関する事業	77,451	オホーツクの雄大な自然環境の保護活動や、流水海域の気象・海象データの解析などを通じた学術研究に取り組んでいます。
③ 市内経済の活性化に関する事業	34,136	中心市街地の賑わい創出など、市内経済の活性化に関する事業に取り組んでいます。
④ 次代を担う人材の育成に関する事業	72,725	教育環境の充実など、次代を担う子ども達が夢に向かって自ら学ぶ力を育む事業に取り組んでいます。
⑤ 医療、福祉又は子育て支援の充実に関する事業	129,338	休日夜間の1次救急医療の確保など、地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。
⑥ 人口減少対策に関する事業	33,362	U・Iターン移住希望者に対する各種支援など、人口減少対策に関する事業に取り組んでいます。
⑦ 公共施設の整備に関する事業	8,282	観光施設やスポーツ施設など、老朽化した公共施設の維持管理に活用させていただいています。
⑧ その他、市長が必要と認める事業	552,167	①～⑦のほか、寄附金用途の定めがないものについては、市長が必要と認める事業に寄附金を活用させていただいています。
合 計	1,026,375	

(7) 市 債

市債は、公共事業を行う際に不足する財源を調達する目的のほか、道路や学校といった長期間使用する公共施設を世代間にわたり公平に負担してもらうという目的があります。

市債の種類によっては、その元利償還金の全部又は一部が地方交付税によって措置されるものがあり、地方自治体が発行できる地方債は、主に建設事業に充当される性質のもので、国の赤字国債のような一般財源に充当される赤字地方債は、一部を除き発行は認められていません（国税の減収により、交付税総額が地方の財源不足額に満たない場合、地方が地方債を発行して、不足分を補填する臨時財政対策債などの例外はあります）。

また、地方債を発行する場合は、国が定める地方債発行メニューに合致した事業であること、かつ、北海道知事の同意又は許可が必要であることなど厳格に管理されています。

図表 10 は、平成 29 年度における市債発行の内訳です。

市債発行の内訳

図表 10

(単位:千円)

項 目	発 行 額	説 明
公 共 事 業 等 債	43,800	国の補助事業の地方負担分に充当され、主に公園整備や海岸保全に活用する市債で、元利償還金に対して57%~0%(事業により細分される)の交付税措置があります
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	275,600	住宅の整備のために活用する市債で、家賃収入で償還を行うため、交付税措置はありません
過 疎 対 策 債	1,297,600	過疎地域の振興のための市債で、道路や診療所など幅広い事業に活用しています。元利償還金の70%が交付税措置される有利な市債です
臨 時 財 政 対 策 債	414,745	交付税の原資が国税収入の減少などにより、地方の財源不足額を下回る場合に、地方が不足分を地方債発行するもので、いわば赤字地方債の一種です。元利償還金の全額が交付税措置されます
災 害 復 旧 事 業 債	500	降雨、洪水、津波、地震等、異常な自然現象による災害で、施設等を原形に復旧するための市債で、補助災害復旧や一般単独災害復旧など種別によって交付税措置が異なります
そ の 他	496,600	市有林の間伐などを行う公有林整備事業や、公共施設の除却などに充当する一般単独事業債、一定の条件を満たす民間企業等に融資を行う場合の原資となる地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)、水道企業会計に対する出資債などです
合 計	2,528,845	

3 歳出の状況

市の経理は、行政目的別に議会費から予備費まで 14 に区分（款別）されています。
ここでは、行政目的別ではなく、性質別の経費について説明します。

(1) 義務的経費

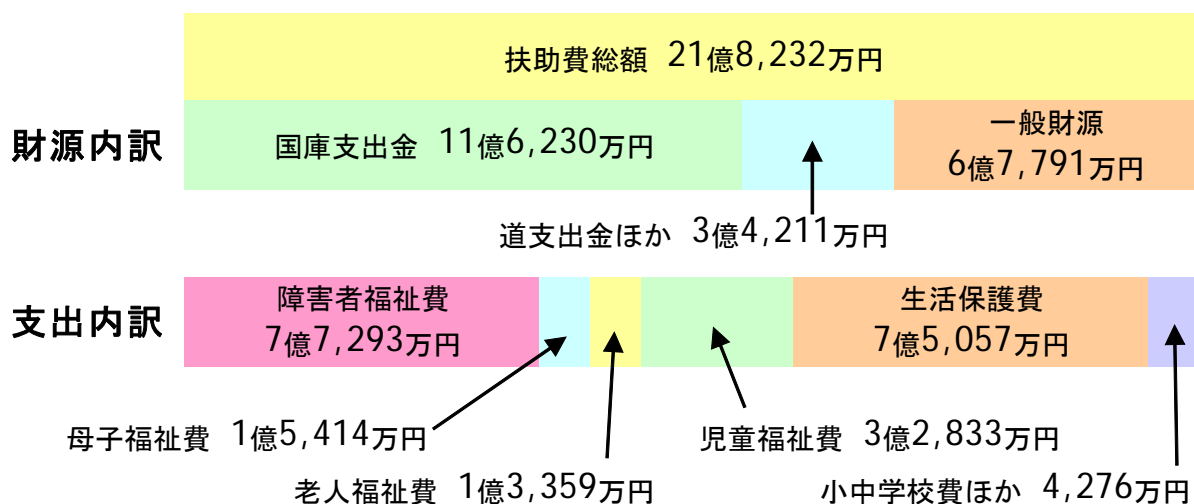
義務的経費とは、扶助費、公債費、人件費の合計で、市が任意に削減できない硬直性の高い経費をいいます。

① 扶助費

扶助費は、障害福祉費にあつては障害福祉サービス給付費・重度心身障害者医療給付費、母子福祉費にあつては児童扶養手当・ひとり親家庭等医療給付費、老人福祉費では老人ホーム入所措置費など、児童福祉費にあつては児童手当・乳幼児等医療給付費、生活保護費にあつては生活扶助費や医療扶助費など、小中学校費及び保健体育費にあつては就学援助費などが該当し、平成 29 年度の総額と内訳は、図表 11 のとおりです。

図表 11

扶助費の内訳



次のページの図表 12 は、扶助費の過去 10 年間の推移です。

児童福祉費については、子ども手当が児童手当に変更となり、支給額が改定されたことで大幅な増額となり、平成 22 年度から大きく増加しています。

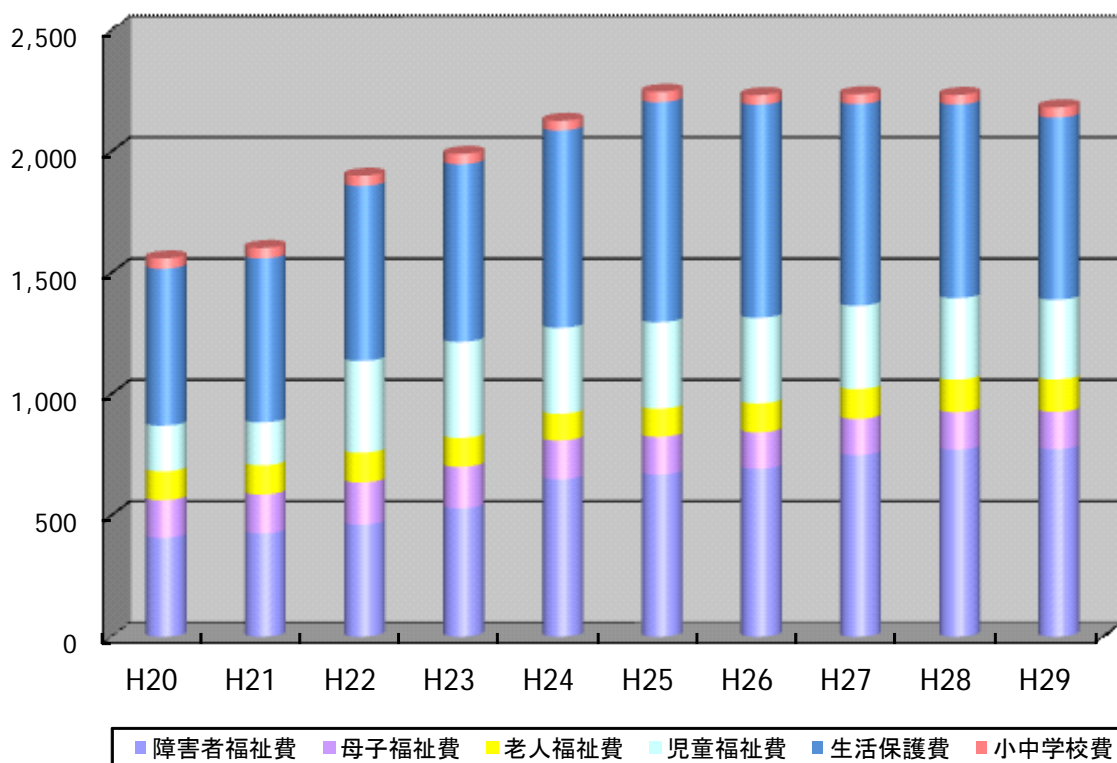
また、障害者福祉費については、障害福祉サービスの見直しが平成 22 年度から 3 ヶ年の経過措置を経て順次行われ、平成 24 年度の完全実施により大きく増加しています。

生活保護費については、医療扶助（保護受給世帯は、健康保険の適用外となることから、医療費の 10 割が生活保護費より支出され、生活保護費の半分以上を占めています）の増減により年度間でばらつきがありますが、平成 25 年度以降は保護受給者数も横這い傾向にあり、平成 29 年度支出額は前年度比 6.0%の減少傾向となっています。

これらの要因により、扶助費総額は、平成 20 年度に比べ 6 億 2,313 万円（40.0%）の増となっており、一般会計の歳出総額を押し上げる要因のひとつとなっています。

図表 12 扶助費の推移

(単位:百万円)



② 公債費

公債費とは、過去に発行した市債の元利償還金と、年度内の資金繰りにより発生した一時借入金
の利息です。

平成 29 年度の公債費の内訳は、図表 13 のとおりです。表中の「特定収入」とは、公営住宅の家
賃収入の一部を公営住宅整備事業債の償還に充てたものや、市有林造成事業債に素材売払収入の
一部を充てたものなどです。

「地方交付税」は、元利償還金に対する算入額（歳入の市債の欄を参照してください）、「基金」
は、市が市債償還のために積み立てている減債基金からの繰入です。

図表 13 公債費の内訳

(単位:千円)

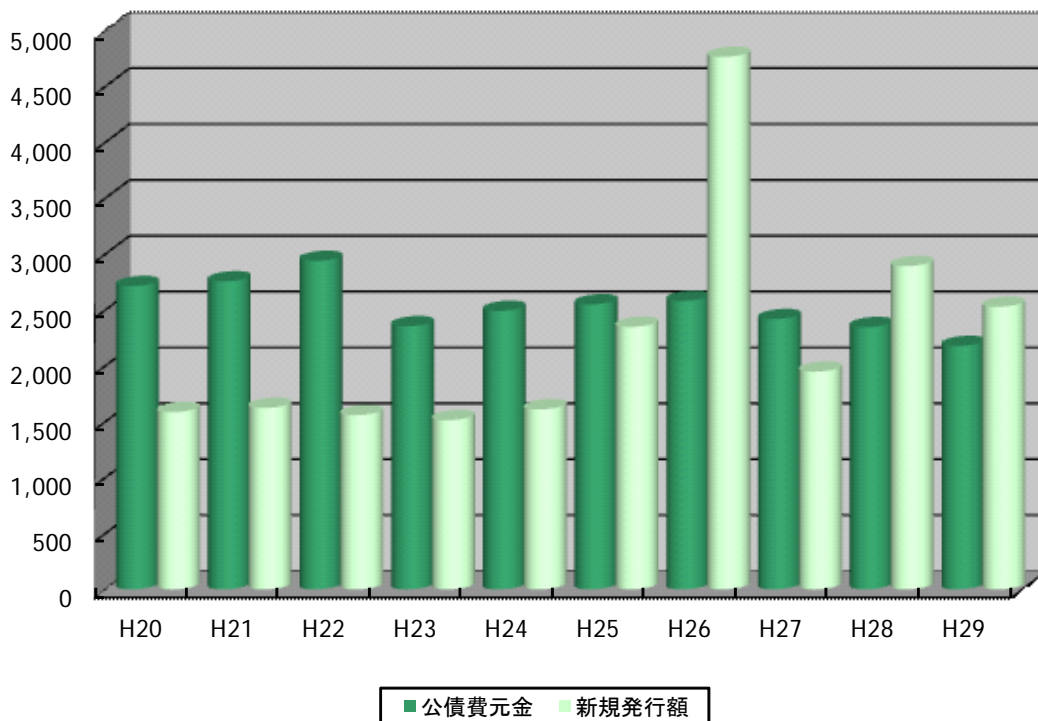
項 目	金 額	左 の 財 源			
		特定収入	地方交付税	基 金	一般財源
市 債 元 金	2,177,369	189,054	1,452,964	18,650	516,701
市 債 利 子	174,946	15,190	116,742	1,498	41,516
一 時 借 入 金 利 子	32				32
合 計	2,352,347	204,244	1,569,706	20,148	558,249

図表 14 は、市債発行と元金償還の過去 10 年間の推移です。平成 20 年度以降は、過去に発行した市債の本格償還が始まり、公債費元金は増加傾向にある一方、市債の新規発行を抑制し、財政健全化を図ってきました。その結果、ピーク時の平成 14 年度に 311 億円の残高があった市債は、平成 29 年度末には 239 億 6 千万円にまで減少しています。

平成 26 年度に新規発行額が大きく増加した要因は、広域紋別病院企業団が実施する新病院建設事業の財源として、地方交付税措置が有利な過疎対策事業債を、企業団に代わり市が肩代わりして発行しているためであり、償還の際には特定収入として企業団からの負担金が充当されるため、市の一般財源には影響が出ない仕組みとなっています。

また、平成 29 年度も発行額が償還額を上回っていますが、これは生涯学習センターや、まちなか公営住宅建設などの大型事業を実施したことによるものです。

図表 14 市債元金償還と新規発行額の推移 (単位:百万円)



③ 人件費

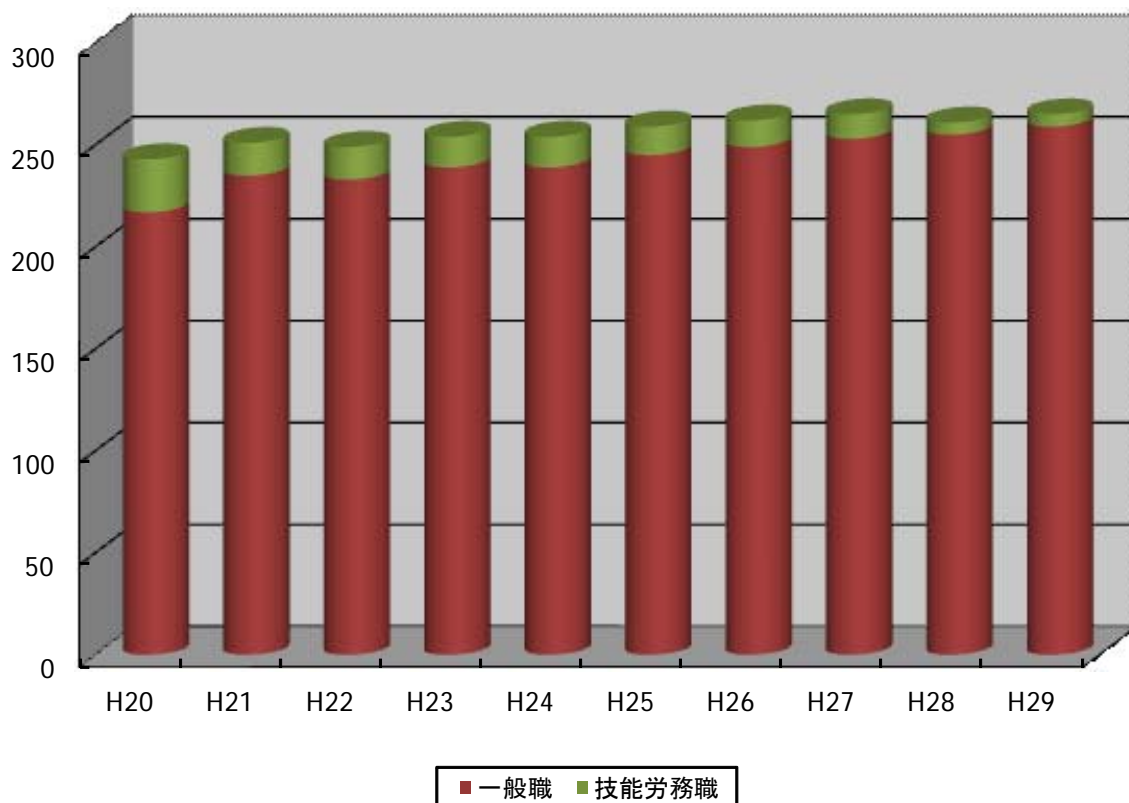
人件費は、職員給与のほか、市議会議員や市民の皆さんにお願いしている各種委員、嘱託職員の報酬などが含まれており、その内訳は、図表 15 のとおりです。

図表 15 人件費の内訳 (単位:千円)

項 目	人件費総額	左の内訳		
		給 料	手 当	共済費等
議員・委員等にかかる人件費	372,288	284,340	29,754	58,194
職員等にかかる人件費	1,987,962	969,268	696,261	322,433
議員・委員等・職員等合計	2,360,250	1,253,608	726,015	380,627
嘱託職員等にかかる人件費	19,139			
人 件 費 総 計	2,379,389			

図表 16 は、過去 10 年間の普通会計職員数の推移を現しています。
 下段（茶色）は一般職、上段（緑色）は車両運行等に従事する技能労務職です。
 平成 12 年度の介護保険制度開始に伴い、特別養護老人ホームが特別会計となったことで職員数が大幅に減少になりましたが、その後は 250 人程度で推移しています。

図表 16 職員数の推移 (単位:人)



【ラスパイレス指数】

ラスパイレス指数は、市の給与水準を、国の給与水準と比較するために用いる統計上の指数です。国の平均給料月額を 100 とした場合、市がどれくらいの値となるかを見るものです。

平成 29 年度の紋別市のラスパイレス指数は、94.4 (H28 は、93.9) と全道市町村平均の 97.7 を下回っており、網走管内市町村の中で最も低い水準となっています。

・参 1)～北見市: 97.3、網走市: 97.8

(2) 投資的経費

投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設事業や災害復旧事業が該当します。

図表 17 は、投資的経費の内訳です。

普通建設事業のうち、補助事業では、畜産競争力強化整備事業や、市営住宅建設事業、(仮称)総合研修センター整備事業など、合わせて 20 億 704 万円を実施しました。

国直轄事業は、紋別港の改修など、国の事業費の一定割合を港湾管理者が負担するもので、平成 29 年度は 6,573 万円を負担しました。

道営事業では、道営畑地帯担い手支援型事業や道営林道整備事業など 3,790 万円を、また単独事業では、市道改修事業、道路維持改修事業など、合わせて 7 億 9,355 万円を実施しました。

災害復旧事業では、平成 28 年度繰越事業として実施した林道立牛 2 号線の災害復旧工事など 1,163 万円を実施しました。

図表 17

投資的経費の内訳

(単位:千円)

項 目	事業費	左の財源内訳			
		国・道補助	市 債	その他	一般財源
普通建設事業	2,904,221	1,202,390	1,223,300	44,638	433,893
補助事業	2,007,036	1,178,626	752,000	10,475	65,935
国直轄事業	65,733		65,700		33
道営事業	37,903	300	32,000	3,067	2,536
単独事業	793,549	23,464	373,600	31,096	365,389
災害復旧事業	11,626	6,940	500	120	4,066
補助事業	7,560	6,940	500	120	
単独事業	4,066				4,066
合 計	2,915,847	1,209,330	1,223,800	44,758	437,959

(3) 物件費・維持補修費

物件費とは、市の経費のうち、消費的性質を持つ経費で、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料などが該当します。

維持補修費は、道路、公共施設などを管理するための経費です。

また、行政改革により人件費（職員数）を削減しようとするときには、業務を民間委託とすることがありますが、この場合、物件費や維持補修費が増加します。

このことから、人件費の減少額だけで行政改革の度合いを判断することは早計であり、「人件費（退職手当を除く）」・「物件費」・「維持補修費」の合計額の推移により判断する必要があります。

図表 18 は、これら三つの経費の合計額の推移を示したものです。

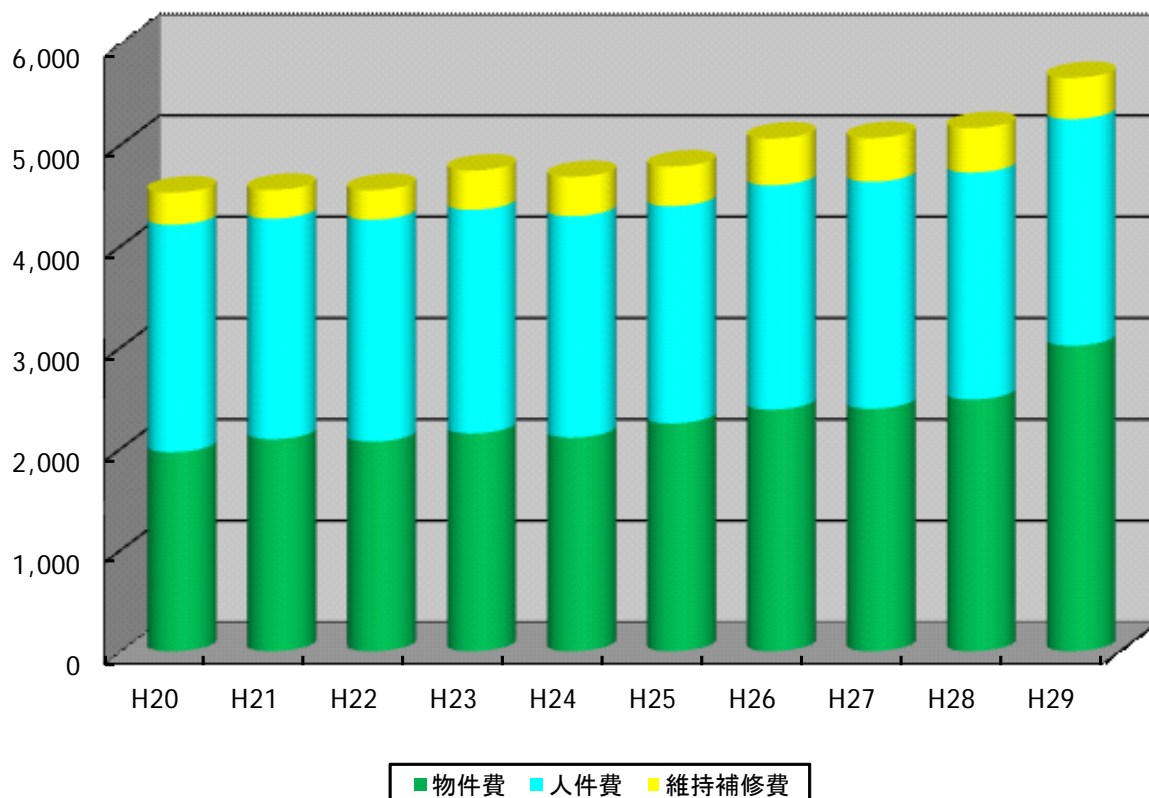
物件費については、公共施設等の指定管理料（委託料）において、光熱費の増加により負担が増加していることなどから、ここ数年は増加傾向にあります。また、退職手当を除いた人件費も、人事院勧告に基づく給与改定の影響により微増傾向にあります。

維持補修費の多くを占める除排雪経費は、民間委託をしています。年度により降雪量に多寡があり、出勤実績に応じた委託料であるため増減が生じています。

行政管理経費の推移

図表 18

(単位:百万円)



(4) 補助費

補助費とは、市から他の地方公共団体（市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。

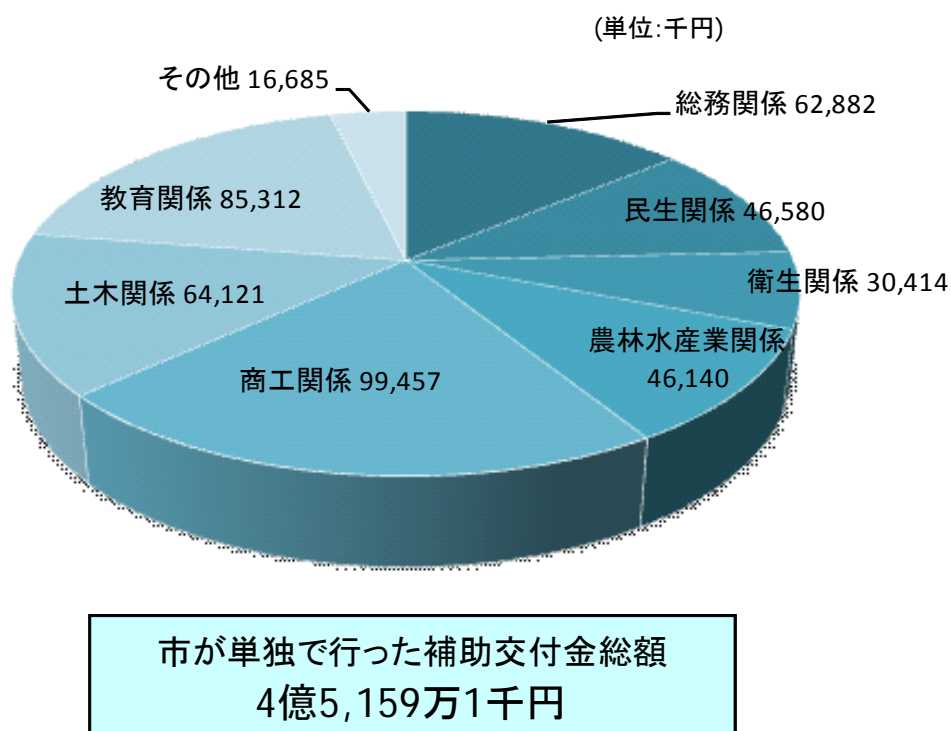
主なものとしては、講師謝金などの報償費、負担金・補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。

図表 19 は、補助費のうち国の補助事業などを除き、市が単独で実施した補助交付金を目的別に分類したものです。

その主な内訳は、地域コミュニティ交付金（1,678 万円）、医療施設整備資金貸付事業（1,473 万円）、観光振興補助金（1,458 万円）、観光イベント事業補助金（4,124 万円）、紋別空港利用促進事業（5,726 万円）、紋別高等学校活性化事業（1,787 万円）などです。

図表 19

補助費の内訳



(5) 繰出金

繰出金とは、他の会計へ支出する経費のことです。

特別会計や企業会計には、会計独立の原則があり、それぞれの会計が、かかる費用は便益を受ける市民が負担することとされています。

しかし、実際には12億9,403万円（一般会計決算額の6.8%）が一般会計から繰り出されています。

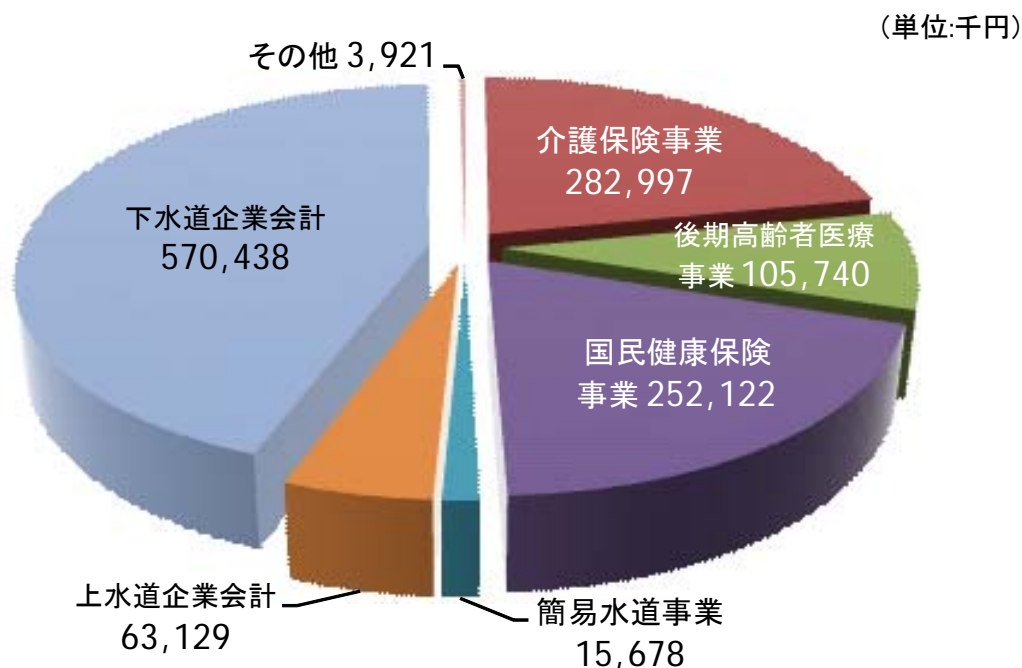
その理由は、下記のとおりです。

- ①地方交付税に算定される特別会計の経費は、一般会計に一括収入されることから、その算入相当額を各会計に移行
- ②国民健康保険、後期高齢者医療や介護保険など、国・道・市が一定割合で負担することが法律で規定
- ③本来一般会計で実施しなければならない経費を効率性の観点から、特別会計で実施（非水洗化地域から汲み取ったし尿の処理を下水道会計のアクアセンターが行った場合の実費相当額等）
- ④その他、国等により繰出基準が規定

図表20は、各特別会計に繰り出した金額の内訳です。

交付税算入額が多額であり、雨水処理や、し尿処理に対する一般会計負担が大きい下水道事業が全体の44%を占めています。

図表 20 繰出金の内訳



(6) 基金

基金は、市の預金のことで、特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産、または定額の資金を運用するために設ける資金や財産です。

財政調整基金、減債基金など、一般会計においては14の基金を条例により設置しています。

基金の残高は、図表21のとおりです。

図表 21

基金残高

(単位:千円)

	前年度末高	決算年度中額 増減	決算年度末高 現在
財政調整基金	1,945,387	▲ 53,087	1,892,300
減債基金	1,794,882	27,320	1,822,202
特定目的基金	804,337	403,079	1,207,416
合計	4,544,606	377,312	4,921,918

■ 財産に関する調書については、こちらをクリックしてください。➡

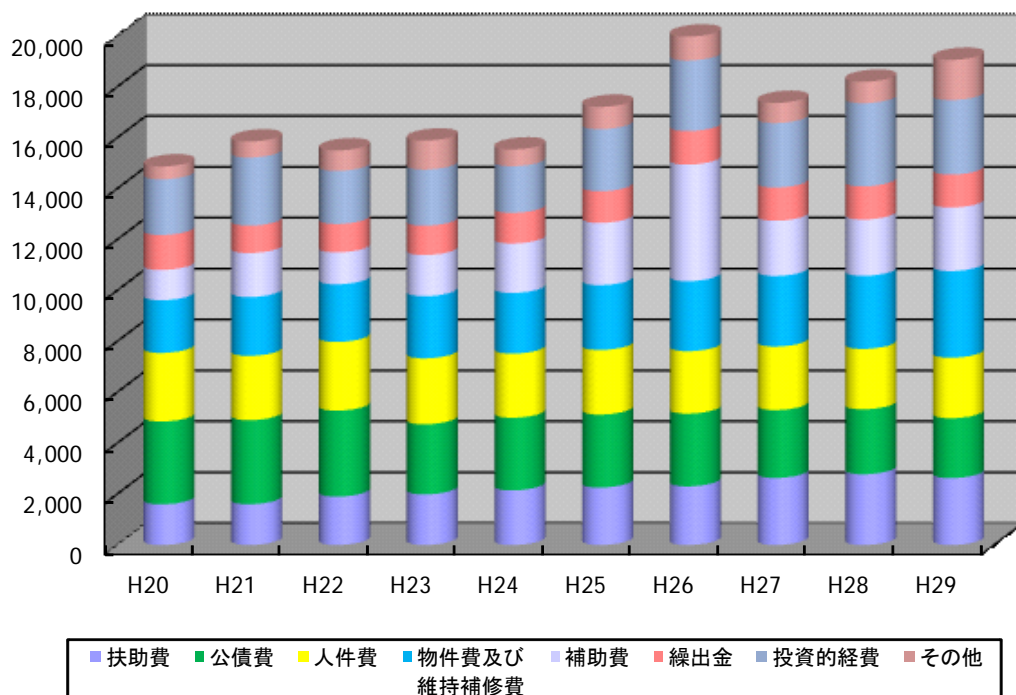
4 おわりに

図表 22 は、歳出決算額の推移です。

平成 29 年度は、オホーツクの流氷と自然を守る寄附金（ふるさと納税）の増加による、関連する経費が増加したことや広域紋別病院への独自支援を拡大したことなどにより、前年比 8 億 6 千万円（4.7%）と 3 年連続の増加となりました。

総体的な傾向としては、過去の大型建設事業の起債償還が完了してきていることで、公債費は減少傾向にあります。施設の老朽化などにより維持補修費など施設管理コストの増加傾向が見られます。また、補助費全体が増加傾向にあるのは、西紋別地区環境衛生施設組合、広域紋別病院企業団などの一部事務組合負担金が増加しているためです。

図表 22 歳出決算額の内訳と推移 (単位:百万円)



今後の市財政の課題としては、

- ① 実質公債比率（市債元利償還費である公債費の一般財源に占める割合）は、平成 21 年度以降良化し、ここ数年は比較的低位で推移していましたが、今後は広域紋別病院への独自支援などの一部事務組合負担見込額が増加が予想されるほか、普通交付税の縮小などで標準財政規模が減少するといった外的要因によっても比率が悪化することが危惧されることから、今後も比率の推移に留意しながら財政運営を行う必要があります。
- ② 地域医療の確保対策として広域紋別病院の経営支援や休日夜間急病センターの運営経費、医療従事者の要請確保、観光の再生や中心市街地の活性化など、新たな財政需要への対応が必要になってきます。
- ③ 老朽化した公共施設の維持補修や施設更新などが必要となってきます。

以上のように多額な財源が必要な課題が山積しておりますが、今後も住民サービスの確保を優先しながら、さらなる財政運営の効率化を図ってまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。